

平成25年3月14日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成25年3月14日
開会 15時26分 閉会 16時15分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 芳滝仁 副委員長 藤原孟
委 員 小川純文 岡本眞利子 田口廣之 成田年雄 中橋友子
- 4 傍 聴 者 寺林俊幸 小島智恵 谷口和弥 牧野茂敏 前川雅志
野原恵子 増田武夫
- 5 説 明 員 民生部長 菅好弘 福祉課長 田村修一
- 6 事 務 局 局長 米川伸宜 課長 萬谷司 係長 金田恭之
- 7 審査事件 1 付託された陳情の審査について
陳情第3号 「生活保護基準引き下げの中止を求める意見書」の提出を
求める陳情書
2 その他
- 8 審査結果 別紙

委員長 芳 滝 仁

◇審査内容

(15:26 開会)

- 委員長（芳滝仁） ただ今より、民生常任委員会を開会いたします。付託されました陳情の審査につきまして、今日は審査をしたいと思っております。

前回、3月5日に初回の委員会を持たせていただきまして、陳情第3号「生活保護基準引き下げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書につきましては継続審査ということで、本日の日程を決めさせていただいております。その後、国からこの陳情にかかわる件に関しまして、通達がなされたという報告がありました。委員会において、その通達につきまして説明をいただきたいということでお願いを申しあげまして、今日、説明員にお出でいただいているところでございます。審査に入ります前に、まずその説明を聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。民生部長。

- 民生部長（菅好弘） 陳情案件に絡みまして、3月7日に私どもが受令をいたしました、みなさんのお手元にあります別紙資料でございますけれども、これが入りまして、私たちもこの中身について精査をしているところでございます。

その内容につきましては、後ほど福祉課長から説明させていただきますが、一口で言いますと、2月19日に全国の厚生労働関係部局長会議というのが行われまして、その中で生活保護の今回の見直しにつきましては、生活保護と同様の給付を行っているような制度を除き、影響を受けるそれぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本とするという内容になっております。

また、市町村が独自で行っている単独事業についても、市町村に対しては国と同じような考え方で対応をしてほしいということをお願いする内容のものでございます。生活保護等に絡みます1本1本の事業につきましては、この後、課長から説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

- 委員長（芳滝仁） 福祉課長。
- 福祉課長（田村修一） それでは、私の方から今日お手元にお渡ししている資料についてご説明させていただきます。ただ今、民生部長が申しあげました通り、3月6日に北海道の保健福祉部長を通じまして、国の方針が私どものところに出されたという状況であります。これにつきましては、国の社会保障審議会の作業部会の中で、生活保護費の支給基準の検証を実施した。これは5年に1回行われます、全国消費実態調査の結果を用いて生活保護世帯と同程度の所得の世帯の生活実態を調べてみた結果、若年層では生活保護基準が家計消費の実態を上回っている。逆に高齢者層では生活保護基準額が消費の実態を下回っているということで、見直しをすべきではないかという提案を受けまして、厚生労働省では検討調査に入ったという状況でございます。

ただ、この生活保護基準の見直しを進めるということになりますと、他の制度にも非常に大きな影響を及ぼすのではないかとということで、各方面いろんな団体から指摘というか、そういうような話が出てきたということで、厚生労働省では現在のところ、この基準の見直しに伴う多制度への影響は及ぼさないようにしたいという対応方針を決めた

ということです。先ほど部長が申しあげました通り、2月に全国の厚生労働省の会議でそういうことを示した。それが3月7日に町に文書として流れてきたというところでございます。

この資料の2枚目になります、別添と右肩に書いてある資料をご覧いただきたいと思えます。横に印刷されているものでございます。生活扶助基準の見直しに伴い多制度に生じる影響力について（対応方針）ということでございます。まず、3つの柱からなっております。最初に個人住民税の非課税限度額等について、生活保護基準額を見直すことによって影響が出たら困るので、それについて対応しますというものでございます。

これはここに3つ、○印が書いております。個人住民税、道民税、町民税、いわゆる同町民税と言われているものですが、この住民税につきましては、前年の所得に対しまして住民税を付加するというものでございます。平成25年度につきましては、前年の24年度の所得に応じて付加されるものですので、25年度はまず影響がない。ただ、25年度生活保護基準額を直すことによって影響が出る恐れがあるので、平成26年度以降、税制改正において対応しますという内容でございます。

3番目の○印に非課税限度額を参照としているものは、と書いております。実はこの文書がきて、私ども税務課と協議というか、調べてみたのですけれども、住民税の非課税の定義というか、規定につきましては地方税法の中で規定されております。2つございます。生活保護世帯は住民税、所得割を非課税とする。もう一つは障がい者、寡婦と寡夫等につきましては所得額の非課税限度額を125万円までとする。この2点が決まっております。ところが生活保護基準額が下がることによって、何世帯かはわかりませんが、生活保護基準のぎりぎりのところで生活保護を受けている方、一定程度所得があるのだけれども、それでも生活保護基準額に満たないので生活保護を受けているという方が、生活保護基準額が仮に1割下がったとしたら、その下がったところで、もしかしたら生活保護が外れてしまうというおそれがある。そういうような人たちが出てくるおそれがあるので、その人たちを救いましょうということだと思えます。

2番目に言いました障がい者、寡婦の非課税限度額125万円というのは、地方税法だけにしか規定されておられません。しかも生活保護基準額と連動するという定義が一切ないので、これは関係ないのかということで、私ども、税務課と確認したところでございます。

先ほど言いました生活保護世帯の方、例えば生活保護世帯、仮に私が50歳代で独り者だとしたら、生活保護基準額を当てはめると6万6,000円くらいになります。1割減額されるとなると、大体6万円くらいになります。その時6万2,000円の所得があったとしますと、生活保護基準が6万6,000円なので、6万2,000円の収入だと生活保護を受けられます。ただし、6万6,000円と6万2,000円の差の分、4,000円だけ生活保護費が受け取れるという仕組みに一応なっております。それが6万円に基準が下がると、6万2,000円の収入がある私は2,000円分オーバーしているので、生活保護費が受けられなくなる。そういうぎりぎりのラインの人たちが、もしかしたら引っ掛かるかもしれない。ただし、それは税制改正の中では是正していきますということでここに書いてあります。これは全般的なのですけれども、あらかじめ話させていただきますけれども、このペーパーにあ

る以外の詳細な部分についてはまだ一切出てきておりませんので、今現在わかる範囲でしか話しができないので、その点につきましてはご了承願いたいと思います。ということで、そういうような関係の人が出てくるおそれがあるということでございます。

ちなみに幕別町ではそういうぎりぎりのラインというか、所得がある程度あって受けているという方はいませんので、幕別町はあまり関係ないかと思えます。月に1万円とか5,000円とか収入がありますという申告をしてきている方はありますけれども、それ以外に5万円とか10万円とか所得があるという方はいまのところいらっしゃいません。うちの場合は現状ではあまり関係ないと考えております。

次に2番目の、その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度ということでございます。これは例えば就学援助、要保護児童の支援というようなこと。あるいは保育料の免除の規定という制度の中で組み立てられていますので、こちら辺につきましては後ほど説明させていただきます。これらにつきましても改定前の基準で算定する方針ということでございます。先ほど部長が申しあげましたけれども、②のところ、ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により今までどおりの制度になるので、これについては対象外にしますという考えのようです。ただ、これはここに書いてありますけれども、中国残留邦人への給付等と書いてあります。町にはほとんど関係ないものばかりでございます。

最後になりますけれども、3番目の地方単独事業、例として書いてあります。準要保護者に対する就学援助。これは一応地方の事業ということで、要保護児童に対するものは国の事業。準要保護児童に対する就学援助については市町村の援助という形で今のところ進んでおります。そのほかに国保の病院での一部負担金の減額措置において、幕別町におきましては単独で対象者を拡大して減額している制度があります。これらもこの部類に入ると思っております。こういうような市町村単独の事業につきましては、国はこういう方針で行くので協力をお願いしますということで、自治体をお願いをするということでございます。

それでは次のページ、個々の事業に関して説明させていただきます。ただ、これは17ページまであるのですけれども、町に関連する主な事業、4事業か5事業ほど説明させていただきますと思います。

はじめに1ページ目の一番上の保育所の保育料の免除にかかわる階層区分ということでございます。先ほどお手元にA3の大きい横の紙をお渡しさせていただきました。これは今回の定例会で保育所条例として提案させていただいているものの議案の7ページと9ページをコピーさせていただきました。ここに別表というのが左側にございます。第1階層、これは生活保護の世帯の方、保育料は0円となっております。第2階層の方、市町村民税非課税世帯3,330円、2,400円と書いてあります。この階層が影響を受ける恐れがあると考えております。

9ページをご覧ください。9ページの3番の(3)「その他の世帯」と書いてあるところがございます。ここの表に保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯、これについて特に第2階層については、もともとは3,330円の、あるいは2,400円の保育料をいただくところ、0円にします。減額します

という規定になっております。要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯となっておりますけれども、これは本町では生活保護基準を準用しております。生活保護基準、その世帯の人員とかそういうものを見て、生活保護基準表で計算いたしまして、それに該当するような人がいればここで減免させてあげています。これはもともと生活保護ではないのですけれども、例えば前年所得があったけれども会社が倒産して翌年、全く収入がなくなってしまったというような人は、前年は所得があったけれども、新たな該当年度は所得がないという人は、こういうもので救ってあげているということでございます。これは町の単独の事業の部分だというふうに考えられます。

ちなみに現在1名の方が該当しているということでございます。こういうようなものにつきましても、国では、例えば町でやっているものは引き続き該当するようにしてあげてくださいというお願いが来るということでございます。おそらく幕別町においても引き続き該当できるような形にしなければならないものと考えています。

次に3ページをご覧ください。3ページの表の下の欄、病児・病後児保育の利用料の免除ということでございます。病児・病後児保育の利用料の免除を行った場合、生活保護世帯の方だとか何か免除を行った場合、国が市町村に対してその分を補助します。免除した保育料分を補助しますという制度でございますけれども、幕別町につきましては病後児保育という名目でお金をいただいております。利用料をいただいておりますので、こういう制度は町にも適用されますけれども、これは関係ないということになります。

次に9ページの表をご覧ください。国民健康保険・後期高齢者医療制度における一部負担金の減免に対する財政支援ということでございます。これは病院へ行った場合に一部負担金としてお金を払わなくてはならない部分、窓口で払うお金ということでございます。ここに、3行目の終わりほどでございます、基準というのが下に書いてあるのですけれども、この基準に従って市町村が減免をした場合、その費用の2分の1を国が財政支援するというようになっております。基準の方をご覧ください。基準の方に2つ真ん中辺に・印が付いています。世帯の収入が生活保護法の生活扶助、教育扶助、住宅扶助についての生活保護基準額以下であることということで、収入があっても生活保護を受けていなくても、生活保護基準以下と判断されるような収入の世帯があれば、これは減額しますという、国の制度上なっております。

実は幕別町に1世帯、今現在対象となっている方がいらっしゃいます。これが、生活保護基準額が下がると、もしかしたら収入がそのぎりぎりのラインにいた場合、当たらなくなるおそれがある。これについては救いますということでございます。もう1点これに関しまして、幕別町では、先ほど申しあげましたけれども、単独でこれ以外に対象者を拡大しております。これは要綱を設けて拡大しているところでございます。要綱の内容は、生活保護基準額以下と国は言っておりますけれども、町では生活保護基準の1.2倍以下の世帯については減額するというふうに定めております。これが、生活保護基準額が見直されることによって、町単独の事業として影響が及ぼされる可能性があると考えられます。

ちなみに平成24年度はそういう方はいらっしゃいませんけれども、平成23年度に2世

帯の方がいらっしゃったという状況でございます。もちろんこれらにつきましても、町といたしましては国が救うということであれば、救わざるを得ないという言い方はおかしいですけれども、連動してやるということになると考えております。

次のページをご覧ください。10ページになります。介護保険料や高額介護サービス費等の段階区分。もう一つ、自立支援医療の負担上限月額等の段階区分。上はいわゆる介護の関係、下は障がい者の関係、支援費と言われているところでございます。これは一般の方は関係ありませんけれども、生活保護を受けている方は減額されております。金額が少なくなっております。これが、生活保護基準が下がったことによって生活保護でなくなった場合、少ない保険料、あるいは少ない利用料の負担で終わらなくなる可能性があるということでございます。ただ、それについても生活保護の停止だとか廃止について、現にそういう制度を受けている方の扱いについては、よほど所得がある場合を除いて慎重に扱って、廃止にならないように配慮してあげてくださいということで、これは福祉事務所に話をするそうです。

ちなみに先ほど言いましたように、幕別町ではぎりぎりのラインで所得のある方は、今のところいらっしゃいません。

次に11ページをご覧ください。就学援助制度における学用品費等の支給ということでございます。これは先ほど要保護、準要保護世帯への就学援助ということで行われているものでございまして、要保護につきましては生活保護世帯に対して援助しているというものでございます。国が主体となって制度を定めているのが要保護になります。それともう一つ、準要保護は今、幕別町では生活保護基準の1.3倍以下の世帯については対象としている。これらの世帯については町が主体となって事業を実施しているという考え方にあります。国におきましてはこれらの方々、世帯についてはこれまでどおり支援する。さらに右側に書いてありますけれども、国庫補助等につきましても今までどおり申請してもいいということです。それに連動して準要保護、市町村の運営についても国の制度と同様に扱っていただきたいと示されているところでございます。大体、市町村に関係する部分はこんなところでございます。

最後になります。17ページをご覧ください。この辺につきましても、ほとんど町とは関係ない制度ということでございます。以上で雑駁ですけれども、説明を終わらせていただきます。

- 委員長（芳滝仁） 民生部長。
- 民生部長（菅好弘） 補足をさせていただきますが、まだ私たちは全部、国の、この話がどのようにいくのかということについての見極めができていません。問題のある部分だけを少しお話ししますと、一つは生活保護基準でやっている部分については、見直しがされたとしてもその基準、例えば100万円だったものが90万円に下がった。その100万円という部分で基準を定めてやるのか、90万円に下げるのかというところがあります。国の補助とかそういったものが入っている分、これは当然として国は90万円で見に来るだろう。そこに該当する人たちの層しか見ないということになってきます。

例えば就学援助の場合でいきますと、私どもで心配していますのは、生活保護基準が100万円で、うちは1.3倍までやっていますから、100万円から130万円までの部分が準要

保護ということで対応いたします。国の生活保護基準が下がったときに、例えば90万円になりました。そしたら、その1.3倍ということになると117万円くらいに下がります。130万円と117万円との間、13万円くらいのところというのがグレーゾーンになってくるわけです。その部分に対する対応は市町村の判断に任せます。影響のないようにしてくださいというような言い方が一つあります。

それともう一つは時間的な問題なのです。就学援助でいきますと教育委員会で申請を受けて、4月、5月で認定いたします。生活保護の今の見直しというのは7月に行われるのです。7月から実施ですから、その場合、平成25年のすでに決定している部分についてはそのまま認定してください。国もその認定した、国の補助対象としている部分についてはそのままいきます。しかし、平成26年以降どうなるかといったら、当然、基準は下がるということになってきます。ですから、そのグレーゾーンの部分を、町の拡大している部分について、それは市町村の考え方で対応をしてくださいということです。

国が言っているのは、平成25年部分についてはもうすでに決定している、例えば国保の一時負担金があります。窓口負担金です。これについては、うちが1.2倍で認定してやっている部分については、その人を認定している時点で、生活保護基準に該当している部分については、国の交付金対象になります。その人が7月以降も継続して受けている部分については、国で見ますということなのです。当然、7月で切れます。そして8月、9月で申請があがった場合はその国の生活保護基準でいきますから、その部分というのは全額免除になるか、2分の1の免除になるか、この部分というのは結局グレーゾーンとしてどうしても残ってしまうということにはなりません。補足ですけれども、説明だけさせていただきます。

- 委員長（芳滝仁） ありがとうございます。質疑がありましたら、お受けしたいと思います。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 結局、国の厚生労働省の通達、道を通して来ている中身の一番大きく影響が出るころというのは、市町村が単独でやっている事業。今、生活保護と44条の関係の国保の減免。今年はまだ保護が下げられていませんから、住民税のことについても就学援助についても、平成25年度で影響しないということは当たり前のことなのです。問題は1回変えてしまったら来年元に戻るとか、再来年元に戻るという保障は全くないわけですから、将来においてどうかということをきちんと見極めて判断しなくてはならない。

市町村が単独で行っている事業、文章を見ますと、市町村の努力を求める。同じように、困らないようにして頑張ってくださいということ。これには必ず財政負担が伴うのです。基準が下がれば、同じだけ保障しようとしたら、市町村が決意をした以上は下がった分の財政負担は持たなくてははいけない。

これからどうなるかわからない部分があります。いくらか出てくるようになるのかもしれないけれども、ここで言われているのは、基本は市町村の努力。こういうことになってくると部長がおっしゃられるグレーゾーンの部分については、今の時点ではあくまでもそのままやっいてこうとすると、うちの町が財政負担も含めて、決意を持って臨む必要は生まれてくるだろうということだと思ふのですけれども、どうでしょうか。

- 委員長（芳滝仁） 民生部長。
- 民生部長（菅好弘） 私どもも、国の文章をそのまま読むと、今、中橋委員が言われたような状況が生まれてくるだろうということは考えられます。ただ、国がこの辺の措置を拡大するのか、しないのか、これはわからない部分です。一つの判断する中では、一方的な見方としては、そういうふうになるということは考えなくてはならない。

○ 委員長（芳滝仁） 中橋委員。

- 委員（中橋友子） 私、本当にそういう点では、国の制度の提案のしかたというのは、もちろん直接は最終的に国民、住民に影響を受けるのですが、市町村にとっても大変な負担だと思うのです。こういうふうに制度を変えると、影響が出るのはわかっていることです。そこを何とかしようというときにはセットで出てこない、同時に作業は進められない。いつも、後出しじゃんけんのようにして、それは世論の動向とか政治情勢見ながらやってらっしゃるとは思うのだけれども、こんなことをするのだったら当面、方向性が決まるまで生保を下げることをそのものを止めれば何のことはないことだと思うのだけれども、そこは先行させるというようなやり方なのです。

これ、昨日いただいて見せていただきました。全体で38項目です。でもおそらくいろんなものを見ると、うちの町に関係ないことも含めて二桁以上、三桁にはなるのではないかなというような影響を及ぼすことですから、町としては引き続きそういう市町村の困難さも国にあげていただいて、町の財政負担がこれだけいろいろがんばっているときに増えていくようなやり方というのは本当に考えてほしいということで、みなさんご苦労されているのであげていただきたいと思います。

○ 委員長（芳滝仁） 民生部長。

- 民生部長（菅好弘） 見方、考え方というのがありますけれども、当然、限度額が下がる、すなわち生活保護基準が下がれば、その狭間にいる人たちが生活保護になるか、就学援助でいけば要保護になるか、準要保護になるかという部分で、準要保護にしかならないという部分が出てくる。もう一つ、上の段階、1.3倍と言われている所得の階層のところ下がるということは、そこで準要保護で救われる人がいる部分と、該当しないという形でいく部分というところの、二つの層のところが出てくるというのはあります。

ただ、先ほども申しあげましたように、5年に1度の見直しをしていくという中で、国民の全体的な消費動向だとかいろんなものから生活保護基準が今回、都市部においては特に子どもの多い層、ここが2万円くらい高いと言われて基準の改定が行われた。当然として5年経ちますと、その間に大きな変動があればまた同じような見直しをするのだろうと思いますけれども、その辺がどのように解釈をしていくのか。

ですから、国民の全体的な所得だとか、そういったところが下がっているというところで考える部分と二通りある。町としては、今回の見直しについては詳細に国から内容が示された時点で、町で独自に組んでいる部分についてはどのような見直しをしていくのか、その辺は考えなくてはならないと思います。

- 委員長（芳滝仁） ほかに質疑ありますか。ありませんか。ありがとうございます。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（芳滝仁） 休憩を解いて再開いたします。陳情第3号の審査を行うわけですが、今、説明をいただいて、国の部分と町の部分と、町の部分につきましてはこれから詳細が来たら協議をするというような方向がお話しされました。ご意見、お考えがありましたら、お伺いをしたいと思います。成田委員。
- 委員（成田年雄） 参議院選まででしょ。これはやはり、本来なら払っている人が、払わない人より少ないというのは、どうも納得がいかない部分なのだけれど、ここで審議してあれするのですか。まず一言聞くけど。
- 委員長（芳滝仁） 陳情書につきまして、この中身になると思います。この文章、文言等につきましての審査になりますので、基本的には引き下げに対しての各々ご意見はあろうかと思えます。陳情者の思いもあるとは思いますが、今回、説明員を求めましたのは、陳情書の中に今回、影響するだろうということが一つの理由と申しますか、そういう形で示されていたことにつきまして、国から影響させないと、町のこともありますけれども、陳情を出された後の第1回目の委員会の後で出されてきたわけでありましてから、その件につきまして陳情書に、例えば個人住民税非課税限度額の算定だとか、保育料、医療、介護保険料の減免制度など多くの制度に影響を与えますとありました。そのことにつきまして通達があったものでありますから、今、説明をいただいたことであります。

そのことに関しまして、この中では国が影響させないというところもあれば、町の判断で影響するところもあるかもわかりませんが、陳情者は通達が出る前に陳情をあげられていたものですから、その陳情者の意を汲みながら委員会を進めたいと思いたいものですから、説明員にお願いしたことであります。中橋委員。

- 委員（中橋友子） この陳情書の、要請をしてほしいというのが、大変、具体的に書かれておまして、一つは生活保護基準そのものが下がる。これは前回、私、発言させていただきましたけれども、物価が下がったということが一番の要因なのだけれども、実質生活物価指数は下がっていませんということで、ここを何とかしてほしいということが一つ。その次に言われているのが、今、委員長が言われたように様々な制度に影響を及ぼすということで、こういったことも考えれば町民に与える影響、国民に与える影響が大きいということで、何とか意見書をあげていただきたいということがこの思いだと思うのです。

今、部長の説明の中でも、不確かな面も大変大きいので、そこはそれぞれのみなさんの判断されるであろうと思えますし、これが本当にこの部分が全部取り除かれるのです、及ぼす影響はそんなにありませんということであれば、これはもう必要ないということになるのですけれども、まだ今の段階ではちょっと見えないということだと思っております。

引き下げそのものは今年の7月ということで出されています。出た後にいろんなところから、それではこういう影響が出るということで団体や、ここには弁護士団体だとかあるいは、私、北海道新聞の記事をずっととっていたのですけれども、何回も、例えば就学援助そのものだったら全道で8万人が影響を受けますというのが、ずっと出てきて

いる。こういう動きを見ている中でなるべく影響を与えないように市町村ががんばってくださいという通達だと思うのです。しかし、国がどこまで責任を持ってお金を出すかということについては見えないということであれば、今この陳情者の思いが全部解決するという段階ではないと思います。

そしてもう一つ。実は町の中で一番影響が大きいのが、まずは生活保護者が直接、影響があります。二番目には就学援助だと思ったのです。幕別町は、就学援助は生活保護の1.3倍。今どのくらいのお金を使っているのか、教育委員会に昨日お願いして調べていただいたのです。そうしましたら、小学校と中学校と合わせまして4,216万4,270円。昨年の決算ですけれども使っているのです。これ生活保護の方はまた別に使っているのです。1倍から1.3倍の間でこれだけ使っている。今回この制度改正によってどうなるのかということなのですけれども、この4,216万4,270円のうち、いわゆる国がどれだけお金を出してくれているのかといたら、準要保護は基本的にはないのです。0円と書かれているのです。ただし、一般財源として地方交付税で見ます。混ぜて、混ぜて、ちょっと見ますという1,249万2,000円だそうです。今でも7割は町で持ち出して、3割しか交付税で見てもらっていない。この基準が下がると、さらに町の持ち出しが増えるというこの払拭は消えていないのです。そうになってしまうのです。こういうことを思うとやはり町の財政のこと、町だっているいろいろやり取りしてきているけれども、限られた財源の中でここまでは頑張れるけれど、これはちょっとだめだというのは当然出てきます。そういうときにこの生保の下限が引き下げられると、より、町にとっては苦しい状況になってくるとのことだけは見えていると思います。受給者である町民の直接の影響となれば、先ほど部長が言われているような、まだまだこれから検討していかなくてはならない部分もあるのではないかと思います。就学援助に係わってはそういうことが見えてきたということは申しあげておきたいと思います。

この会、2回みなさんと議論してきましたので、そういう現状がある中でまだまだ時間が必要だ、あるいはこれからその不確かな部分がどれくらい確かになってくるかというのは、それは本当に今、成田委員が言われたけれども、大きな国政を左右することが目の前に迫ってきているということもあって動きがあるのだとは思っているのですけれども、私は今の時点で背景はそんなに変わっていないと思います。みなさんがまだそういう不確かなことも含めてもっと検証していきたいという思いがあるのであれば、それはもちろんそういう時間は必要だと思います。ですから、結論は今ということではなくて、会期中まだありますから、そういう点では時間をかけて構わないと思います。

○ 委員長（芳滝仁） 小川委員。

○ 委員（小川純文） 本当に非常にこれは難しい問題であると思っておりますけれども、この生活保護基準については本当に中橋委員については非常に熟慮されているとは思っておりますけれども、ただやはり物価指数とかいろんな問題においても5年に1度という一つのリズムの中で調査をして、実態との差額の差をずっと試算をして、今回いろいろ生活保護費の見直しというものを考えてきていると思うのです。

今、言われるように国が出している方針というのは非常に若干あいまいな、先が見えない、けど何とか面倒を見ましょうという、本当に唾を一回飲んだような表現かもし

れないのですけれども、やはりそこら辺も苦肉の策ではあるのではないかと。

ただ、今回においては陳情の主旨と、5日の時点と、それ以降の時点でいろいろ変わってきた部分もあると思うので、これについてはもう少し検討の余地というか、精査をしていかないと簡単にできる問題でもないと思いますし、それも一つの方策なのかという考えもあって、そういうふうに諮って進めていただけたらありがたいと思います。

- 委員長（芳滝仁） 中橋委員からも小川委員からも、少し時間を取った方が納得のいく形になるのではないかという思いを受止めさせていただきましたので、会期中、おそらく18日くらいが限度だと思うのですけれども、継続審査にさせていただきます、今一度そこで結論を出させていただくということで進めさせていただきますよろしいですか。
- 委員（はい、の声あり）
- 委員長（芳滝仁） それでは陳情第3号「生活保護基準引き下げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書については、今会期中、継続審査ということで進めさせていただきますと思います。

その他について何かございませんか。ないようですので本日の民生常任委員会、これを持って終了させていただきます。

(16:15 閉会)